

海外商品先物取引 取引規程

第1章 総則

(この規程の趣旨)

第1条 この規程は、お客様とドットコモディティ（以下、「当社」といいます。）の間で行う『海外商品先物取引』（商品先物取引法第2条第22項第3号外国商品市場における取引。以下、「本取引」といいます。）に関する権利義務を明確にするための取り決めです。

(電磁的な方法による提供の同意)

第2条 海外商品先物取引口座（以下「本取引口座」といいます。）で提供する書面等は、すべて電磁的な方法により提供を受けることに同意します。

(事前交付書面の交付)

第3条 契約締結前事前交付書面とは、海外商品先物取引 取引規程（以下、「本規程」といいます。）、「海外商品先物取引 取引ガイド」および「取扱銘柄一覧表」を指し、当社が電磁的な方法により交付するものとします。

(海外商品先物取引契約の締結)

第4条 お客様は事前交付書面の交付を受け、本取引について理解し、危険を了知したうえで本取引を行うことに同意します。

(定義)

第5条 本規程における用語の定義は、以下のとおりです。

- (1) 「海外取引所」とは、日本国外を所在地とする取引所をさします。
- (2) 「取次先業者」とは、当社がお客様の注文を海外取引所に取次ぎをする際に委託する会社をさします。
- (3) 「受入証拠金」とは、お客様からお預りしている証拠金の額をさします。
- (4) 「必要証拠金」(Initial Margin : イニシャルマージン)とは、お客様が本取引により建玉をする際に必要となる証拠金の額をさします。なお、この必要証拠金は、海外取引所により銘柄ごとに定められた金額を基に当社が任意に設定できることとします。
- (5) 「維持証拠金」(Maintenance Margin : メンテナンスマージン)とは、本取引による建玉後、建玉を翌日以降に持ち越す際に必要となる証拠金をさします。

- (6) 「不足証拠金」(Margin Call : マージンコール) とは、海外取引所の取引終了時において、「受入証拠金、評価損益金(値洗)と決済損益金(帳尻)を合算した額」が維持証拠金額を下回り、建玉の維持を希望する場合に必要な証拠金をさします。

第2章 海外商品先物取引口座

(取引口座の開設)

第6条 お客様は、本取引を行うにあたり、当社に海外商品先物取引口座(以下「本取引口座」といいます。)の開設が必要となります。お客様は、以下の要件を満たす場合に、本取引口座の申込みを行うことができます。

- (1) 年齢が20歳以上であること
 - (2) 当社から開示する事前交付書面についてご理解のうえ、同意されること
 - (3) 生活に支障のない範囲の資金で取引を行うこと
 - (4) 元本欠損または元本を上回る損失が生じるおそれがある取引であることを了知していること
2. お客様から本取引口座の申込みがあったときは、当社では、当社の審査基準にしたがい審査を行います。当社によるお客様への本取引口座の開設の承認をもって、取引を行うことができます。
3. 審査の結果、本取引口座の開設をお断りする場合がございます。なお、口座開設をお断りする場合、その理由については開示致しません。

(証拠金)

第7条 本取引に係る証拠金の取扱いについては、次の各号により定めます。

- (1) 新規の売付または新規の買付の注文を行うときは、あらかじめ、当社の定める証拠金の必要額以上の額を証拠金として、当社が定める方法により預託します
 - (2) 証拠金は、円による現金のみとし、外貨、有価証券はお預りしません
 - (3) 本取引に係る証拠金としてお客様が預託している金銭の引き出しもしくは返還については、当社の定める方法によります
2. 本取引は、すべて米ドル建の取引となるため、建玉の値洗や確定した損益金は米ドル建で発生します。また、取次先業者と海外取引所の間では、日々清算手続きが行われ、お客様の建玉の値洗や確定損益金の受け払いが行われます。
- したがって、お客様の口座内の米ドル建資産(値洗、確定損益金、取引手数料の合計)がマイナスの場合は、米ドルで精算するまでの日数に応じた米ドル調達金利が発生します。

(受入証拠金の入金および出金における送金手数料)

第8条 第7条に定める受入証拠金の入金・出金の送金手数料について、当社に入金の場合は

お客様に送金手数料をご負担いただき、当社からお客様への出金の場合の送金手数料は月に1回までは当社が負担し、月2回目からは当社が定める送金手数料を取引口座より差引くことにより、ご負担いただきます。

(本取引口座)

第9条 当該取引について転売または買戻を行った場合の損益金は米ドルにて処理され、授受する金銭は、すべて本取引口座内にて処理します。

(口座管理料およびシステム利用料)

第10条 口座管理料及び取引システムの利用料は、原則無料とします。ただし、月中に取引が行われなかった場合には、当社が別途定める取引ツール利用料を申し受けます。

第3章 取引に関する事項

(注文の取次の委託)

第11条 お客様は、当社が本取引に関する注文および本取引に関連する事務処理を、当社との間で契約を交わした当社指定の第三者に取次ぐことを、あらかじめ承認します。

(取扱商品)

第12条 お客様が本取引にて取引できる銘柄は、当社が定めるところとします。なお、取扱銘柄は、本取引取扱銘柄一覧表をご参照下さい。ただし、取扱銘柄については、当社が予告なく変更する場合があります。

(取引日および時間)

第13条 お客様が本取引を利用できる日および時間は、当社の定めるところとします。なお、取引日、取引時間は、本取引取扱銘柄一覧表をご参照下さい。

(注文の指示)

第14条 本取引は以下のお客様からの注文入力（指示）により、執行を行います。

- (1) 「銘柄」、「限月」
 - (2) 「売付け」または「買付け」
 - (3) 「売付け」または「買付け」に係る価格、枚数および執行日時
- ただし、成行注文は価格の指定は行いません。

(注文の受付)

第15条 お客様は、本取引の注文を、本取引にかかる専用システム（以下「本システム」といいます。）からのみ行うものとし、システム障害が発生した場合も含め、電話、ファク

シミリ、電子メール等、本システム以外からの注文は行うことができないものとします。

2. 本システムにおける注文の受付は、お客様が注文を入力後、その注文内容を当社が確認した時点をもって受付完了とします。

(注文の執行)

第16条 お客様の注文については、法令、諸規則および各海外取引所の約款等に従い、注文受付後速やかに執行します。

2. 注文の執行は、当社が定めた取扱時間内に限ります。
3. 当該銘柄の取引時間等の関係からお客様の発注日時と約定日時が異なる場合があります。
4. 本取引は、先入先出（First in First out : ファーストインファーストアウト）により、日時の古い建玉から決済を行います。よって、両建（りょうだて）や建玉を個別に指定して決済することはできません。
5. お客様の注文が、以下の各号のいずれかに該当する場合、事前にお客様に通知することなくお客様からの注文の受付を停止する場合があります。また、既に受付した注文の執行を行わない場合があります。
 - (1) 注文の内容が本規程または当社の定めるルール等に違反する場合
 - (2) 注文が法令に照らして不公正な取引、相場操縦あるいは公正な価格形成を害するおそれがあると判断した場合
 - (3) その他、当社が取引の健全性に照らし不相当と判断した場合
 - (4) 海外商品取引所が定めている執行条件を満たしていない場合
 - (5) お取引開始後、お申込時に入力いただいた事項に疑義が生じた場合
 - (6) 当社より必要な事項に対し照会后、照会により回答をいただけない場合や申込事項に虚偽があったものと当社が判断した場合
 - (7) その他、当社が不相当と判断した場合
2. 前条各号に該当した場合、取引成立後であってもお客様の計算において、すべての建玉を決済させていただき、今後のお取引を停止させていただく場合があります。

(注文の変更および取消)

第17条 本システムを利用して行われた注文のうち、未成立の注文に限り本システムを利用して、これを変更および取消することができます。

(取引対象および返済方法)

第18条 本取引は、海外取引所に上場している商品価格にて取引されます。

2. 本取引の決済は、すべて転売もしくは買戻による差金決済とします。

(取引条件の変更)

第19条 本取引の取引条件は、当社の判断で変更を行う場合があります。

(建玉枚数の制限)

第20条 本取引による建玉の制限は、各国における海外取引所の規制当局や海外取引所に従います。しかし、天災地変、経済事情の激変、その他やむを得ない事由により、建玉の制限が必要と当社が判断した場合、お客様に事前に通知することなく強制的に建玉を決済することで制限する場合があります。

2. 取引中の片建玉枚数や建玉の決済を翌日以降に持ち越す場合の片建玉枚数は、別途、定めるところとします。

(最終決済期限)

第21条 本取引における最終決済期限は、別途当社が定めるものとします。なお、当社が指定した日時までにお客様自ら決済を行わない場合には、お客様の計算において当社が当該建玉を反対売買し、強制的に建玉を決済いたします。

(受け渡しによる決済)

第22条 受け渡しによる決済は行えません。

(取引手数料)

第23条 お客様は本取引において、所定の取引手数料を負担します。また、本取引における取引手数料は、別途定めるところとします。

(取引手数料の徴収方法)

第24条 本取引における取引手数料は、新規取引成立時、決済時のそれぞれ取引が行なわれた都度徴収します。

(取引に関する報告)

第25条 お客様の本取引に係る注文の約定が成立したときは、建玉、証拠金等の残高を記載した報告書を送付します。

(強制決済の条件および期限の利益の喪失)

第26条 お客様について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、当社が任意に、お客様が保有する未決済建玉の全部について、それを決済するために必要な反対売買を行うことができるものとします。

- (1) 取引の結果、証拠金不足が生じ、当社指定の日時までに入金確認ができなかったとき
- (2) 支払の停止または破産手続、再生手続、整理開始もしくは特別清算開始の申立てがあ

ったとき

- (3) お客様の本取引に係る債権またはその他一切の債権のいずれかについて仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発せられたとき
 - (4) お客様の本取引に係る債務またはその他一切の債権のいずれかについて差押、または競売手続の開始があったとき
 - (5) お客様の取引について、ご本人以外の第三者が行っていると当社が判断したとき
 - (6) お客様が意思能力を失ってその回復の見込みがないと当社が判断するに相応な事実が判明したとき
 - (7) 住所変更の届出を怠る等、お客様の責めに帰すべき事由によって、お客様の所在が不明となったとき
 - (8) お客様が本規程またはその他一切の取引に係る法令、諸規則等のいずれかに違反したとき
2. 前号における反対売買の結果、お客様に債務が発生した場合には、当社からの通知、催告等がなくても直ちに債務をご弁済いただきます。

(未収金の発生)

- 第27条 お客様は、本取引による建玉の決済後、お預かりした証拠金以上の損失が発生した場合には、発生日当日中に当社が指定する銀行口座へ入金するものとします。
2. 金銭の入金を直ちにしていだけない場合、当社において本取引口座以外の取引口座（国内商品先物口座、商品 CFD 口座）に相当する金銭があると確認できた際には、金銭相当額を振替処理できるものとします。

(遅延損害金の支払)

- 第28条 お客様が本取引に関し、当社に対する債務の履行を怠ったときは、当社の請求により、当社に対し履行期日の翌日より履行の日まで、当社の定める率および計算方法による遅延損害金をお支払いいただきます。

第4章 その他

(届出事項の変更)

- 第29条 当社に届け出ている氏名、住所もしくは勤務先名、勤務先住所およびその他事項に変更があったときには、お客様は、当社に対しすみやかにその旨を届け出る義務があります。

(通知の効力)

- 第30条 お客様の届け出た住所または事務所等へ当社が送付した本取引に関する諸通知が転居、不在その他お客様の責めに帰すべき事由により延着し、または到達しなかった場合に

においては、通常到達すべき時に到達したものとします。

(利 息)

第31条 当社は、本取引においてお客様が当社に差し入れた証拠金、決済により確定した益金に対しては利息を付しません。

(債権譲渡等の禁止)

第32条 お客様の本取引に係る債権は、これを他に譲渡、質入、権利設定等、相当する他の方法により処分することができません。

(報告書等の作成および提出)

第33条 国内外の裁判所その他公的機関（以下「公的機関等」と総称とします。）から強制力のある開示の命令を受けたもの、または、公的機関等から開示の要請を受け、当該「命令」または「要請」を行った公的機関等により要があった場合には、お客様に係る本取引内容その他を報告することがあります。この場合、お客様は、当社の指示に基づいて、かかる報告書その他の書類の作成に協力する義務があります。

2. 前項の規定に基づく報告書その他の書類の作成および提出に関して発生した一切の損害について、当社は免責されるものものとします。

(通話録音)

第34条 お客様は、お客様と当社社員の電話による会話について、会話のなされた時刻、会話の内容等が、当社の通話記録システムにより記録されていることを了承します。

(利用の解除)

第35条 次に掲げる事項に該当することとなった場合、当社はおお客様に対して事前に通知したうえで、本取引を解除することができます。

- (1) お客様が利用解除の申し出をした場合（ただし、未決済建玉がある場合にはこの限りではありません。）
 - (2) お客様が当社に虚偽の届出をした場合
 - (3) お客様が本規程に違反した場合
 - (4) 当社がおお客様の本取引の利用を不適切と判断した場合
 - (5) 当社が本取引の運営を一時的に停止または廃止した場合
 - (6) お客様が本取引にかかる関連書規則に違反した場合もしくは違反するおそれがあると当社が判断した場合
2. 本取引を解除する場合、当社はおお客様からお預りした証拠金の全額をあらかじめご登録いただいたお客様の銀行口座に振り込むことにより、削除できるものものとします。

(適用法)

第36条 この規程は日本国の法律が適用されます。

(合意管轄)

第37条 お客様と当社との間の本取引に関する訴訟については、東京地方裁判所を管轄裁判所とします。

(本取引のサービス停止)

第38条 当社は、本取引のサービスに対して、取次先の所在地国、日本の監督官庁からの命令・指導が行われた場合は、適切に対処します。その際、サービスの全部もしくは一部を停止させていただくことがあります。また、サービスを停止することとなった場合には、お客様の保有建玉を、当社が定めるサービス停止日までに反対売買により決済させていただくことがあります。

2. 前項による決済において生じた損害については、当社はその責めを負わないものとします。

(規程の変更)

第39条 本規程は、当社が必要と判断した場合、改定することがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を当社所定の方法により通知します。

(免責事項)

第40条 当社は、次の各号に掲げる損害および損失については、その責を負わないものとします。

- (1) 天災地変、政変、ストライキ、海外取引所の閉鎖・金融市場の混乱等、不可抗力と認められる事由により、本取引の執行、証拠金の預け入れまたは引き出し等が遅滞し、または不能となったことにより生じた損害
- (2) 海外取引所の閉鎖・金融市場の混乱等により、当社が取引に応じ得ないことにより生じる損失
- (3) 海外取引所の判断により注文執行された結果の取消または訂正されたことにより生じたお客様の損害
- (4) 休日または当社の取扱時間外のためにお客様の注文に応じ得ないことにより生じる損失
- (5) 国内の休日または当社の取扱時間時間外のために本取引に係る諸通知が遅延したことにより生じる損害
- (6) メールまたは郵便の誤謬、遅延等当社の責めに帰すことのできない事由により生じた損害

- (7) お客様、当社、取次先業者、取引等のコンピュータのハードウェアやソフトウェアの故障、誤作動等により生じた損害（当社の故意または重大過失に起因するものを除く）
- (8) お客様の錯誤、誤操作等、お客様の責めに帰すべき事由により約定した注文により生じた損害
- (9) インターネット回線またはサーバーの障害による情報伝達不備、情報伝達遅延等により発生した損失
- (10) 当社が提供するすべての情報によって生じる損失

（その他）

第41条 本規程に定めのない事項については、海外取引所、法令等に基づき解釈されるものとします。

附 則：本取引規程は平成 22 年 8 月 18 日より施行します。

本取引規程は平成 23 年 1 月 1 日より施行します。